

議案第42号

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年5月17日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、令和4年6月に支給する任期付市費負担教員の期末手当の特例措置を設けるため必要があるからである。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する
条例の一部を改正する条例

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例
(平成22年みよし市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を
加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当については、みよし市職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例(令和4年みよし市条例第 号)附則第2条及び第3条の規定に準
じ、その額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 1 略 <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 2 <u>令和4年6月に支給する期末手当については、みよし市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年みよし市条例第 号）附則第2条及び第3条の規定に準じ、その額を減ずるものとする。</u></p>	<p>附 則 略</p>